

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について 新旧対照表

○放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 暫定許容値の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値</p> <p>① <u>牛及び馬用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>100ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）</u></p> <p>② <u>豚用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>80ベクレル/kg（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）</u></p> <p>③ <u>家きん用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>160ベクレル/kg（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）</u></p> <p>④ <u>養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>40ベクレル/kg（製品重量）</u></p> <p><u>（ 飼料から畜水産物への移行係数、食品の基準値（放射性セシウムについては、一般食品100ベクレル/kg、乳50ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）</u></p> <p>※製品重量とは、配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 暫定許容値の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値</p> <p>① <u>馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>300ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）</u> <u>（ 飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、肉500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）</u></p> <p>② <u>養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値</u> <u>100ベクレル/kg（製品重量）</u> <u>（ 飼料から水産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、魚500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）</u></p> <p>※製品重量とは、配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする。</p>

2. (略)

③ 牛用飼料中に含まれることが許容される最大値
100ベクレル/kg (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)

飼料から畜産物への移行係数、食品の基準値の案 (放射性セシウムについては、乳50ベクレル/kg、一般食品100ベクレル/kg) 及び飼料の給与量から算出。

2. (略)